

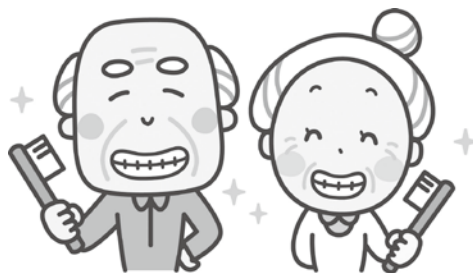
## 『歯』は生涯のパートナーです！

口の働きには、食べる以外にも、「呼吸する」「言葉を話す」「顔の表情をつくる(笑う)」など、生命の維持や豊かな生活の基礎となる、大切な役割を担っています。歯は生涯にわたるパートナーです。むし歯予防だけでなく、「口の働き」を含む歯と口の健康を守るために、家族みんなで歯の健康づくりをはじめましょう。

### 【大人のお口】

歯を失う原因の90%がむし歯と歯周病です。とくに50歳代以降では、歯周病が悪化して歯を失うことが多く、高齢期の食生活に大きな支障をきたします。丁寧なブラッシングは歯周病予防の基本です。

- ★1本1本、丁寧に、優しく、確実に磨きましょう。
- ★歯間ブラシやデンタルフロスを併用しましょう。



### ミニコラム

- \*10代のおよそ30%が歯周病にかかっています!!
- \*歯周病はギネス世界記録を保持しています。  
「歯周病は人類に最も蔓延する感染症」

### 【子どものお口】

生まれたばかりの赤ちゃんのお口は無菌状態です。成長に伴って食の幅が広がり、むし歯になるリスクが高まります。とくに、長時間お口の中に食べ物がある状態の「ダラダラ食べ」はむし歯の原因になります。



正しい歯みがきの仕方と、食生活について学びましょう!!



## ●●2歳児歯科健診のお知らせ●●

歯科健診やブラッシング指導を通して、むし歯予防や生活習慣について見直していきましょう。

- ▶日時=3月5日(木) (受付:午後1時10分~2時45分)
- ▶場所=保健センター 検診ホール
- ▶対象者=①平成29年10月1日~

- 平成30年3月31日生まれのお子さま
- ②平成29年4月1日~平成29年9月30日生まれのうち、過去に一度も2歳児歯科健診を受けたことがないお子さま

※対象のお子さまには、個人通知をします。持ち物など、詳しくは通知をご覧ください。



▶問い合わせ先=子ども家庭課 母子健康係 ☎669132

## 上三川町新水道ビジョンに関する パブリックコメントを実施します。

上三川町水道事業では、給水人口の減少、水道施設の更新需要の増大、災害に備えた施設機能の見直し等、将来の課題に向けた「上三川町新水道ビジョン」を策定します。新水道ビジョンの策定に当たり、みなさまから助言、提言をいただくことを目的に素案を公表し意見を募集します。

なお、個々のご意見等に対して直接回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

- ▶公表する資料＝「上三川町新水道ビジョン(素案)」
- ▶資料閲覧期間・意見募集期間＝令和2年2月10日から令和2年3月10日まで
- ▶資料の閲覧方法＝町ホームページのほか、役場町民ホール、上下水道課窓口、中央公民館窓口にてご覧になれます。
- ▶意見等を提出できる方＝町内に居住・通勤・通学する者、町に納税義務を有する者、本案件に利害関係を有する個人または法人
- ▶意見等の提出方法＝意見等提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。

※なお、ご意見等は口頭・電話では受付できません。

▶問い合わせ先＝上下水道課 上水道工務係 ☎569 1 6 9

## 町水道へ切り替えませんか？ ～水道加入金の減免を行っています～

町水道の加入促進のため、井戸水等を使用している方が町水道に切り替える場合に、水道加入金を半額に減免しています。

3年間の期間限定となっていますので、ぜひこの機会に、町水道への切り替えをご検討ください。

### <町水道にはメリットがたくさんあります>

- ・定期的に、水質検査(毎月)、放射性物質検査(年4回)を行っている、安全で安心なお水です。
- ・井戸水のように、地下水が減って出なくなる心配がありません。24時間、安定して水道水を利用できます。停電時にも利用できます。
- ・井戸水のポンプやモーター等のメンテナンスが不要です。給湯設備等が長持ちする傾向にあります。

▶減免期間(申請受付期間)＝平成31年4月1日から令和4年3月31日まで(3年間)

▶減免の対象となる方＝以下の条件すべてに該当する、水道新規加入者

- ・井戸水等の自家用水道から町水道へ切り替える方
- ・メーター口径が13mm、20mm、25mmの方
- ・家事用として水道を使用する方
- ・町税等を滞納していない方

※増径は対象外です。

▶減免の額＝加入金の半額を減免します。

メーター口径	加入金の額(税抜)	減免額(税抜)
13mm	50,000円	25,000円
20mm	135,000円	67,500円
25mm	230,000円	115,000円

※上記の減免額に消費税を加えた額を減免します。

▶申請方法＝

給水装置工事の申請時に「上三川町水道事業加入金減免申請書」を上三川町指定給水装置工事業者に提出してください。申請書は上下水道課窓口及び町ホームページからも入手できます。

▶問い合わせ先＝上下水道課 上水道業務係 ☎569 1 6 8

